

しおかぜ



2025年(令和7年)4月

第72号

発行 藤沢市福祉事務所 生活援護課
0466-50-3572(直通)

5月分保護費の支給日は
5月2日(金)です。

お間違えのないように！

新年度を迎え、
環境の変化もある時期です。
心身を健やかに保てるよう、
体調管理を心がけましょう。



○「ゴールデンウィーク」に伴う
市役所の閉庁について○

5月3日(土) ～ 5月6日(火)

○ 各種年金を受給されている方へ ○

老齢年金や年金生活者支援給付金等の
年金額は、マイナンバーの情報を元に調査
をさせていただきます。

つきましては、手続きの簡略化のため、
年金振込通知書の提出を原則省略し、保護
費の変更を行うこととなりますので、ご了
承ください。(企業年金を除く)

ご不明な点は、担当のケースワーカーに
ご相談ください。

○成人検診を受診しましょう！○

藤沢市では、毎年6月～10月に40
歳以上の方を対象とした「成人検診」を
行っており、生活保護利用者は**無料**で受け
られます。通院している方も受けることが
でき、病気の早期発見につながることもあ
りますので、**積極的に検診を受けてくださ
い。**

今後「成人検診のお知らせ」が、健康づ
くり課から5月下旬に送付される予定です。

○ 直通ダイヤルが便利です ○

生活援護課へのご連絡は、直通ダイヤ
ルをご利用ください。チラシ上部に記載。

生活援護課(開庁時間)

土日、祝祭日、年末年始を除く

午前8時30分 ～ 午後5時15分

○ 収入申告について ○

収入については、種類、金額の多少
に関わらず、全て申告する義務がありま
す。手当や給与以外であっても速やかに
申告してください。

**未成年(高校生等)のアルバイト収入
も対象**となります。保護者の方は、もう
一度、収入の有無について確認してい
ただきようお願いいたします。高校生の収
入の取り扱いについては、「高校生のみ
なさんへ」でご確認ください。

○ 熱中症に気をつけましょう ○

ここ数年、夏になると猛暑日が続
き、熱中症等で体調を崩される方が
多くいらっしゃいます。室内ではこ
まめにエアコンをつけて適温に保ち、
体調管理に努めましょう。

何かございましたら、担当のケー
スワーカーまでご連絡ください。

○ 小・中学生のいるご家庭の皆様へ ○

＜就学援助制度の利用について＞

藤沢市では、経済的な理由により、就学が困難な小・中学生（市立に在学）の保護者を対象に、学用品費などの一部を援助しています。生活保護利用中も一部対象になりますので、小・中学生のいるご家庭は、毎年度必ず申請してください。詳細は、4月に各学校で配布される案内をご確認ください。なお、窓口は各学校になります。

＜小中学生がいる世帯向けのちらしについて＞

「小学生がいる世帯のみなさまへ」と「中学生がいる世帯のみなさまへ」のちらしを作成しました。生活保護費として支給のできる内容をまとめておりますので、ご確認ください。

○ 高校生のいるご家庭の皆様へ ○

在学の確認のため、毎年、年度当初に学生証の写しをご提出ください。

高校の教材費用について、支給できるものがあります。また、通学交通費を一定の基準で支給できます。詳しくは担当のケースワーカーまでご相談ください。※特別支援学校は他法の給付があるため対象外となります。

○ 大学生・専門学校生のいるご家庭の皆様へ ○

世帯分離中の大学生・専門学校生のいるご家庭の皆様は、担当のケースワーカーへお子様の状況について適宜お伝えください。

○ 期限が切れた返信用封筒は使わないでください ○

こちらから配布している返信用封筒で使用期限が切れているものについては使用しないようお願いします。使用期限については封筒の左上付近に記載があります。

新しい封筒が必要な場合は担当のケースワーカーまでご相談ください。

○ 年金や年金生活者支援給付金などの受給には手続きが必要です ○

老齢年金や障害年金、企業年金、年金生活者支援給付金を受給できる可能性のある方には、日本年金機構から「年金請求書」等が届きますので、手続きをしてください。

手続きをしたら担当のケースワーカーまでお知らせください。

◎問い合わせ…年金ダイヤル：0570-05-1165 藤沢年金事務所：0466-50-1151

○ オンライン資格確認におけるマイナンバーカードの利用について○

2024年3月から、生活保護制度において、医療機関等受診時のマイナンバーカード利用が始まりました。医療機関等を受診する際は、**マイナンバーカードの電子証明書の有効期限（5年）が過ぎていないか**確認していただくようお願いいたします。

また、マイナポータル上で特定健診情報を閲覧できるようになっておりますが、今後、特定健診情報の連携を望まない場合には、お手数ですが生活援護課へお申し出ください。なお、マイナポータルについては、マイナンバーカードと本人が設定した暗証番号が無いと閲覧することはできません。